

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 6 月 5 日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長所信表明
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報第 6 号 令和元年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報第 7 号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報第 8 号 令和元年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 承第 4 号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承第 5 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 10 承第 6 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 11 選第 4 号 下呂市選挙管理委員の選挙について
- 日程第 12 選第 5 号 下呂市選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 13 同第 5 号 下呂市公平委員会委員の選任について
- 日程第 14 同第 6 号 下呂市公平委員会委員の選任について
- 日程第 15 同第 7 号 下呂市公平委員会委員の選任について
- 日程第 16 議第 77 号 幸田 2、6 号線電線共同溝整備工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議第 78 号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議第 79 号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議第 80 号 下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議第 81 号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議第 82 号 下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議第 83 号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議第 84 号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議第 85 号 財産の譲与について
- 日程第 25 議第 86 号 令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 26 議第 87 号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議第 88 号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）

- 日程第28 議第89号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第29 議第90号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第30 議第91号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議第92号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議第93号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議第94号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議第95号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

議長	中島達也	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	9番	今井政良
10番	伊藤巖悟	11番	一木良一
12番	吾郷孝枝	13番	中島新吾

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	教育長	細田芳充
市長公室長	田口広宣	総務部長	河尻健吾
生活部長	藤澤友治	建設部長	二村忠男
教育部長	吉田修	観光商工部長	細江博之
健康福祉部長	今瀬成行	消防長	田口伸一
金山病院 事務局長	加藤和男		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	加藤鈴彦	書	記	今井	満
書	記	今井	寛司	書	記
				土屋	歩

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策として執行部の出席は必要最小限の出席を要求していますので、御承知ください。

これより令和2年第4回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 飯塚英夫君、4番 森哲士君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの21日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は21日間と決定いたしました。

◎市長所信表明

○議長（中島達也君）

日程第3、市長所信表明を行います。

市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

本日、下呂市議会の本会議場におきまして、発言のお許しを頂いたことに厚く御礼を申し上げます。

この場合は、私にとりまして市長就任後初めての定例会でございますので、今後下呂市政を運営するに当たりまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきますが、その前に2点お話をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症についてでございます。まずは、今般の新型コロナウイルス感染症の流行において、亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、現在入院されている皆様におかれましても、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

一方、下呂市内では感染者は一人も確認されておらず、これもひとえに市民の皆様の御理解と粘り強い御努力のおかげであると改めて深く感謝を申し上げます。緊急事態宣言が全面解除された5月25日以降は、外出自粛の段階的緩和が行われておりますが、感染の第2波、第3波は必ずやってくるという危機感を持って、新しい生活様式に基づき、手洗いの励行やマスクの着用などの基本的な感染防止策の徹底、継続を図ってまいりたいと思っております。

一方では、長く続いた外出の自粛や休業などにより生活不安やストレスを感じている市民の皆様や、社会経済活動での先行きの不安について、事業者の皆様方からも切実な声をたくさん頂いております。市といたしましても、今後とも子育て世代、生活弱者への支援、経済活動の支援など考え得る限りの施策をスピード感を持って取り組んでまいります。

2点目は、下呂温泉合掌村における使途不明金についてでございます。本事案では、約2,000万円の使途不明金が判明しており、現在も2名の監査委員の方々を中心として特別監査を鋭意実施していただいているところではございますが、このような不祥事は市政に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、市民の皆様には誠に申し訳なく、心よりおわびを申し上げます。また、今後はこのような信用失墜行為が二度と起こることのないよう綱紀粛正を徹底するとともに、内部統制の強化と再発防止を図り、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

それでは、私の所信の一端を申し上げさせていただきますが、さきの下呂市長選においては、下呂市に新しい風を吹き込んだほうがいいという多くの市民の皆様からの負託を頂き、市政を担当させていただくことになりました。先人が長く時間をかけて築き上げてこられた歴史と文化にあふれた郷土を守り、その発展に尽くすことができるというこの上ない榮譽を賜りましたので、ここに改めて全身全霊を傾け、今後の市政運営に当たる決意を新たにいたしましたところでございます。新生下呂市に向けて、ぜひとも御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

現在、全国の自治体が人口減少・少子高齢化に向かう中で、地域の過疎化など深刻な課題に直面しており、これは本市においても例外ではございません。しかしながら、私どもはこのような困難な状況に正面から真摯に向き合い、地域の多様性を前提としながら市全体の生産性を高め、地域経済と市民生活のさらなる発展を推進してまいります。そのための私の基本的な考えと信念について、3点申し上げます。

1点目が、ワンチームでございます。私は大垣出身で、過去に2年間下呂市に住んでおりました。その中でいろいろ感じたことを、「みたらし団子」という形で表現させていただいてまいりました。旧5町村が合併して16年、これが「みたらし団子」のように同じ大きさと同じたれがか

かって同じ味がする、そんな下呂市を目指してまいりたいと思っております。ワンチームとは、地域間格差をなくし、市民と地域が等しく利益を享受できるワンチームのまちづくりのことで、地域一つ一つが強くなければ、ワンチームとしての機能が発揮できません。各地域が振興事務所を中核としてそれぞれ力をつけることで、一つの下呂市としてのワンチームをつくってまいりたいと考えております。

2つ目は、熱いリーダーシップです。リーダーシップは人間力、決断力、そして危機管理能力です。これを私に託された市民の方も多いためと思っております。多くの市民の皆様方から御意見を伺い、議論をした上で、最終的には私が決断をし、熱いリーダーシップを発揮してよりよい下呂市を目指し、わくわくするようなまちづくりを進めてまいります。

3つ目は、夢に向かってを掲げます。下呂市は大変すばらしい財産を持っています。そして、たくさんの可能性を秘めております。市民の皆様方と共に夢のある未来を語り合い、その夢を粘り強く一つ一つ実現させることが政治力であります。そうすれば、若い方も御年配の方々もきっと喜んでいただけるような、わくわく下呂市が実現できると考えております。道のりは大変厳しいということは重々承知しておりますが、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、私のモットーは誠実と謙虚、そして流汗悟道、つまり汗を流せば必ずや道は開け、悟りが得られるという禅の教えでございます。常に市民の皆様方に対して誠実と謙虚さを持って接してまいりたいと思っております。また、下呂市の実情を肌で感じるため、とにかく現場に出向いてまいりたいと思います。タウンミーティング等を通じて、市民の皆様と直接議論を重ねていきます。そして、それらを基に組織や地域の枠にとらわれない横断的な連携の下、ワンチームの体制で明るいわくわくするような下呂市をつくってまいりたいと考えております。

以上、私の市政運営に対する所信の一端について申し述べさせていただきました。どうか市議会議員各位におかれましては、私の意のあるところをお酌み取りいただき、新たな時代の市政発展のため、格段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の市長就任の御挨拶並びに所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也君）

日程第4、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりであります。御覧願います。

◎報第6号から報第8号までについて（報告・質疑）

○議長（中島達也君）

日程第5、報第6号 令和元年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第7号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、

日程第7、報第8号 令和元年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上本3件の報告を求めます。

最初に、報第6号について報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報第6号 令和元年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月5日提出。

2ページをお願いいたします。

令和元年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越事業につきましては、昨年9月の定例議会から本年3月の定例議会までに議決を頂いた案件で、最上段の庁舎情報化推進諸経費臨時をはじめ、全17件でございます。

繰越限度額は、3ページ最下段の金額の列の合計欄で8億2,787万5,000円を計上しておりましたが、翌年度繰越額は6億7,752万2,000円となりました。減額が大きかったものの主な理由は、2ページの上から2段目のプレミアム付商品券事業及び3ページの下から3段目の給食センター管理運営費臨時、旧下呂学校給食センターの解体工事費において、想定以上に令和元年度中の執行が多かったこと及び3ページの下から2段目の過年度補助災害復旧事業において、令和2年度になる予定の幾つかの工事が令和元年度中に完成したことによるものでございます。

それぞれの事業名、金額、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、報第7号及び報第8号について報告を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、令和元年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報第7号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月5日提出。

続きまして、議案書の6ページをお願いいたします。

令和元年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この事業は、令和2年3月議会におきまして下記の事業の繰越明許費補正を議決していただき

ました。繰越事業となりましたので、本議会において繰越計算書にて説明をさせていただきます。

3款施設整備費、1項施設整備費、事業名、農業集落排水施設整備費（宮田簡水今井谷水管橋工事）でございます。金額は355万7,000円、翌年度繰越額は351万9,000円、財源内訳でございますが、一般財源として351万9,000円でございます。

以上で、報第7号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。

続きまして、報第8号 令和元年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

報第8号 令和元年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和元年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和2年6月5日提出。

議案書の8ページをお願いいたします。

令和元年度の下呂市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

下記のとおり建設改良費の繰越額がありましたので、内容につきまして説明をさせていただきます。

4款資本的支出、1項建設改良費、事業名でございますが、宮田簡水今井谷水管橋設置工事で、予算計上額は782万1,000円、支払義務発生額は280万1,400円、翌年度繰越額は501万9,600円、財源内訳でございますが、当年度損益勘定留保資金501万9,600円でございます。この工事は、国土交通省発注の国道41号改良工事の遅延により繰り越したものでございます。

次に、事業名でございますが、宮田簡水大ヶ洞地内水道管仮設・本設工事で、予算計上額は250万、翌年度繰越額も同額の250万、財源内訳、工事負担金も250万でございます。この工事は、県下呂農林事務所発注の用水工事の遅延により繰り越したものでございます。

続きまして、事業名、竹原簡水乗政地区送水管布設替工事でございます。予算計上額は3,860万円、翌年度繰越額は同額の3,860万円、財源内訳は当年度損益勘定留保資金3,860万円でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で資材納期の遅れにより繰り越したものでございます。

次に、事業名、門和佐簡水門和佐大野地区配水管移設工事でございます。予算計上額は400万円、翌年度繰越額も同額の400万円、財源内訳は当年度損益勘定留保資金400万円でございます。この事業は、県下呂土木工事発注の道路改良工事の遅延により繰り越したものでございます。

以上で、報第8号 令和元年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本3件の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第6号から報第8号までの報告を終わります。

◎承第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第8、承第4号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

承第4号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

承第4号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

別紙の専決処分書でございます。令和2年4月30日付で専決処分をいたしました。

内容につきましては、条例要綱で説明をさせていただきます。

15ページをお開きください。

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中附則第10条、第2条による改正中附則第10条関係でございます。

(2)生産性向上特別措置法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中附則第10条の2、第2条による改正中附則第10条の2関係でございます。

(3)軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限が六月延長されることに伴い、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。第1条による改正中附則第15条の2関係でございます。

(4)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因し、収入が大幅に減少（前年同期比おおむね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けます。第1条による改正中附則第24条関係でございます。

(5)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、イベントを中止等した事業者に対する払戻し請求権を放棄した者の入場料等を寄附金とみなし、個人住民税の税額控除の対象とします。第2条による改正中附則第25条関係でございます。

(6)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和15年度から令和16年度まで1年間延長します。第2条による改正中附則第26条関係。

(7)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第4号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）について、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第4号については承認することに決定いたしました。

◎承第5号及び承第6号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第9、承第5号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第5号））、日程第10、承第6号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第6号））、以上本2件を一括議題といたします。

承第5号及び承第6号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の17ページをお開きください。

承第5号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第5号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止として、岐阜県が事業者に支給する岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の一部を市が負担するための補正予算及び休業要請に協力する宿泊施設への支援に係る負担金の予算補正について、早急に対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

18ページをお願いします。

別紙の専決処分書でございます。令和2年5月8日付で専決処分いたしました。

19ページの補正予算書で説明をさせていただきます。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算とも260億2,075万円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書により説明をいたしますので、22ページをお開きください。

歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金は、岐阜県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,000万円の増額でございます。これは、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金50万円のうち、市の費用負担分3分の1に相当する補助金でございます。

23ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費6,000万円の増額でございます。これは歳入でも説明をいたしましたが、県が交付する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、県との費用負担に係る協定に基づく負担金でございます。今回は、県から通知を受けた360件に相当する金額を計上しております。

下段で、7款商工費、2項観光費、2目観光振興費は、観光客誘致対策事業のうち誘致促進事業負担金と宿泊促進事業負担金から宿泊施設休業支援協力金事業負担金へ予算の組替えをするもので、5月1日から31日の間に休業要請に協力し、1日以上休業した市内の宿泊施設へ休業支援協力金が支払われるものでございます。対象となる市内の施設は76施設で、協力金の算定方法は、施設ごとの昨年度5月の宿泊実績と施設の収容人数を考慮し、休館基準額を設けて算出すること

としております。

以上で、承第5号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第5号））の説明を終わります。

引き続き、25ページをお開きください。

承第6号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第6号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症による外出自粛等により、経営に影響を受けた市内事業者の事業継続を応援するための事業者運営支援事業交付金の予算補正について、早急に対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

26ページをお願いします。

別紙の専決処分書でございます。令和2年5月22日付で専決処分いたしました。

27ページの補正予算書で説明をいたします。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,331万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも261億4,406万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書により説明をいたします。30ページをお開きください。

歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金は、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億2,331万3,000円の増額でございます。これは、歳出予算に計上しております市内事業者への運営支援事業交付金に係る補助金でございます。

31ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費1億2,500万円の増額でございます。これは、新型コロナウイルス感染症により外出自粛等により経営に影響を受けた市内事業者のうち、国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、市の宿泊施設休業支援協力金の対象とならない事業者に対する交付金でございます。1事業所当たりの交付額は25万円で、500件を見込んでおります。

下段で、14款予備費につきましては、歳入歳出額の財源調整のため168万7,000円を減額するものでございます。

以上で、承第6号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第6号））の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

承第5号について質問させていただきます。

今ほどの説明の中で、宿泊施設休業支援協力金事業負担金が4,000万円となっております。先日、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会においては、この予算について3,000万円という報告がございましたが、この1,000万円の違いについて説明をお願いいたします。

また、今回は専決処分ということで、5月8日に専決処分をされておりますが、この休業補償につきましては5月1日から5月31日までに休業をされた宿泊施設に対しての支援ということで、4月28日に臨時議会がございましたので、そこでの補正予算という形もできたのではないかと思います。その辺5月8日の専決処分になったということについて、市長の考えを伺います。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

さきのコロナ特別の委員会のほうで、観光商工部長のほうからは3,000万円余というお話がございました。そのときに私どものほうから専決予算をした金額につきましては、4,000万円を専決予算とするということで説明をさせていただいて、そのうちの3,000万円ないし3,200万、そういう金額を使用する可能性があるということで説明をさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

もう一点の質問に関しては、専決処分、今コロナウイルス対策、非常にスピード感を持ってやっていく必要がございます。旅館等々も非常に困っておるという状況も私どもの耳にも入ってきておりましたので、議会を決して軽視しておるとかそういう問題ではなくて、スピード感を持ってやっていくために専決処分をさせていただいたところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

そうしまして、今の説明の中にありました3,200万円ほどということでしたが、算定方法につ

いて、昨年度5月の入込数ということでしたがもう少し詳しく、どういうふうな算定をして4,000万のうち3,000万少しになったのかというところの説明をお願いいたします。

今ほど市長のほうからスピード感を持ってというお話でしたけど、スピード感を持ってやられるなら4月28日の臨時議会でやられるのが本来だと思いますが、この後から出てきた議案について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

算出の根拠でございますが、先ほど4,000万という大きな予算枠を持っておりまして、その中で根拠を出すわけなんですけど、当然入込客数、それから規模数、当然旅館の大きさが相当違うということと、それから旅館の宿泊単価、そういうところも相当違います。我々も相当悩んだのですが、その4,000万を2つに分けてまして、2,000万を昨年入込客数、昨年は9万1,000人ございました。2,000万円を9万1,000人で割っていただきましたその単価。それから、あと半分の2,000万については、収容人員によって固定費等が相当違いますので、そこでランク付けを4つにしようということで、もともと大規模、中規模、それから小規模というような形で4段階に分けておりましたけれども、そういった4つの枠を活用しようということで、入込客数の人数割、それから固定費ということで規模別ということで、2,000万円、2,000万円をそれぞれ分割しまして、2つの方法を使って算出根拠を出したということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

先ほどから何度も申し上げておりますスピード感を持ってやるということと、あと旅館の関係でいろんな話があった中で、いろいろと実際にどのようなお振込をするかと、支援をするかということについては、旅館の数とその中の規模、その辺をじっくりと精査する必要もございましたので、臨時議会というわけにはまいりませんでした。そこで、専決権が当然ございますので、しっかりと組立てをさせていただいた上で専決処分とさせていただいた経緯でございます。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第5号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第5号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第5号については承認することに決定いたしました。

承第6号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予算（第6号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第6号については承認することに決定いたしました。

◎選第4号及び選第5号について

○議長（中島達也君）

日程第11、選第4号 下呂市選挙管理委員の選挙について、日程第12、選第5号 下呂市選挙管理委員補充員の選挙について、以上本2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、指名名簿を配付いたします。

[名簿配付]

ただいま配付いたしましたように、下呂市選挙管理委員には、小林茂君、田口耕市君、細江鍊治君、大前ひろみさんを指名いたします。また、下呂市選挙管理委員補充員には、推薦順位第1位 島良直君、第2位 遠藤卓君、第3位 石神伝君、第4位 今井学君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました方を、下呂市選挙管理委員及び下呂市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小林茂君、田口耕市君、細江鍊治君、

大前ひろみさんが下呂市選挙管理委員に、下呂市選挙管理委員補充員には、推薦順位第1位 島良直君、第2位 遠藤卓君、第3位 石神伝君、第4位 今井学君が当選されました。

◎同第5号から同第7号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第13、同第5号 下呂市公平委員会委員の選任について、日程第14、同第6号 下呂市公平委員会委員の選任について、日程第15、同第7号 下呂市公平委員会委員の選任について、以上本3件を一括議題といたします。

同第5号から同第7号までの3議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

それでは、議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

同第5号 下呂市公平委員会委員の選任について。

次の者を下呂市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

曾我博男さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。公平委員会委員 曾我博男氏の任期が、令和2年6月15日に満了となるためでございます。

引き続きまして、35ページをお開きください。

同第6号 下呂市公平委員会委員の選任について。

次の者を下呂市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

田口則夫さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。公平委員会委員 田口則夫氏の任期が、令和2年6月15日に満了となるためでございます。

引き続きまして、37ページをお願いいたします。

同第7号 下呂市公平委員会委員の選任について。

次の者を下呂市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

西田孝之さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。公平委員会委員 西田孝之氏の任期が、令和2年6月15日に満了となるためでございます。

以上で報告を終わります。御審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたしました。

ただいま説明いただきました同第5号から同第7号までの3議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第5号から同第7号までの3議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第5号 下呂市公平委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第5号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

同第6号 下呂市公平委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第6号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

同第7号 下呂市公平委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第7号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第77号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第16、議第77号 幸田2、6号線電線共同溝整備工事請負契約の締結についてを議題と

いたします。

本件について提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

それでは、議案書39ページをよろしくお願いいたします。

議第77号 幸田2、6号線電線共同溝整備工事請負契約の締結についてでございます。

幸田2、6号線電線共同溝整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

工事名、幸田2、6号線電線共同溝整備工事。契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。契約金額、1億8,942万円。契約の相手方、岐阜県下呂市三原25番地、松田建設株式会社代表取締役 松田欣也。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。幸田2、6号線電線共同溝整備工事の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

40ページをお願いします。

仕様書番号でございますが、建工第1号でございます。

工事名は、先ほど御説明させていただきましたとおりでございます。

工事概要は、電線共同溝整備工事といたしまして、延長がL=213.8メートル、道路改良工事も同じでございます。

入札年月日におきましては、令和2年5月12日でございます。

工期におきましては、令和3年3月26日としております。

落札業者におきましても、先ほど御説明させていただきました契約の相手方と同様でございます。

以下は、事後審査型一般競争入札に応募いたしました5者の金額となっておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ただいま説明いただきました議第77号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第77号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第77号 幸田2、6号線電線共同溝整備工事請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第77号については、原案のとおり可決されました。

◎議第78号から議第85号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第17、議第78号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第79号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第80号 下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第81号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第82号 下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第83号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第84号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第85号 財産の譲与について、以上8件を一括議題といたします。

それでは、最初に議第78号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（田口広宣君）

それでは、議案書の41ページをお開きください。

議第78号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。下呂市地域コミュニティ施設である下呂市野尻集会所について、公の施設の見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて御説明いたしますので、43ページをお願いいたします。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)下呂市野尻集会所を下呂市地域コミュニティ施設から除外します。第2条関係でございます。

(2)この条例は、令和2年7月1日から施行します。附則関係でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第79号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の45ページをお願いいたします。

議第79号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、支給する感染症防疫作業手当の額を人事院規則に合わせるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたしますので、47ページをお開きください。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございますので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)感染症防疫作業手当の額は4,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額とします。第3条第2項関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用します。附則関係でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第80号から議第83号までの4議案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

議案書の49ページをお開きください。

議第80号 下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年

6月5日提出。

提案理由、下呂市自殺対策行動計画で、下呂市健康づくり推進協議会が推進体制に定められたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

51ページをお開きください。

下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)内容、自殺対策基本法第13条2項の規定に基づく自殺対策行動計画の策定及び評価に関することを追加します。第2条関係でございます。

(2)この条例は、令和2年7月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の53ページをお開きください。

議第81号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について。

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年6月5日提出。

提案理由、下呂市看護師等修学資金貸与者の就業対象病院等を拡充するため、当該条例の一部を改正するもの。

条例要綱にて説明させていただきますので、56ページをお開きください。

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)下呂市立病院等に精神病床を有する病院を追加するものです。第2条関係。

(2)下呂市立病院等の間で転職を繰り返した場合は、看護師等の業務に従事した期間を通算した期間とします。第9条関係でございます。

(3)この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の57ページをお開きください。

議第82号 下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年6月5日提出。

提案理由、保育所や認定こども園を利用できていない子供が、認可外保育施設等を利用した場合に、無償化の給付を受けるための保育の必要性の認定に関する基準について規定するため、当該条例の一部を改正するもの。

条例要綱にて説明させていただきますので、59ページをお開きください。

下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)子ども・子育て支援法の改正により改正します。第1条、第3条関係ござい

ます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係。

続きまして、議案書の61ページをお開きください。

議第83号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年6月5日提出。

提案理由、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正（令和元年内閣府令第7号・8号）に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

条例要綱にて説明させていただきます。

107ページをお開きください。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要、(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）に準じ改正します。第37条、第42条、制定附則第5条関係でございます。

(2)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）に準じ改正します。また、令和元年8月30日付官報本紙第82号、9月25日付官報本紙第98号において改正府令の訂正を行っているため、これについても反映します。目次、第2条から第11条、第13条から14条、第16条から21条、第24条から28条、第30条、第32条、第34条から43条、第46条から47条、第49条から61条、制定附則第2条、制定附則第3条関係でございます。

(3)この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用します。附則第1項関係でございます。

(4)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）において、定義語句が改正されているため、該当する定義語句を使用している他条例について附則にて改正します。附則第2項、附則第3項、附則第4項関係でございます。

以上でございます。4議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第84号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の109ページをお開きください。

議第84号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたことにより、当該条例の一部を改正するものでございます。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたしますので、117ページをお開きください。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、提案理由に同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要でございます。(1)補償基礎額の改定。非常勤消防団員における損害補償の補償基礎額を改正、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げるものでございます。ほか、引上げ額は表中のとおりでございます。

(2)法定利率の改正。障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の予算に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めます。附則第3条の4、第4条関係でございます。

(3)この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第85号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

議案書の119ページをお開きください。

議第85号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市野尻1084番地3、建物名称、下呂市野尻集会所、構造、鉄骨造平家建て、延床面積、281.20平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市野尻1084番地3、野尻区代表者 井上義則さん。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会所等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達し

たので譲与するものでございます。

4. 譲与する日、令和2年7月1日。令和2年6月5日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本8件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

ただいまの条例改正についてですけれども、議第81号について質問をいたします。

今回、コロナの状況下の中で、非常に医療関係の方々の御尽力と激務な状況下を目の当たりにしているわけですが、そもそも看護師等の養成については、下呂市が合併したときに私が提案をしたという記憶がございます。やはり看護師を下呂市の中でしっかりと養成していくことが今後の医療体系の基礎になるのではないかとということで、制度が設立されたという記憶がございます。

したがって、以来この目的は、やはり若い方々が看護師を目指して、そして下呂市の医療関係に従事をしていただいて、これからの少子高齢化社会の中で市民が安心して暮らせる一助になるというような判断で、意見を申し上げたという記憶がございます。したがって、私は、今こういう改正をされておりますので、このことは非常に一歩前進かなと思います。現実の看護師の養成をされておる人数と活用度合い等々もここで聞く必要はございませんけれども、分かれば教えていただきたいと思いますが、今後、より広範囲にこの制度が活用できる環境をしっかりとつくっていくのが今の時期でないかと、こういうことを強く思っております。

したがって、これからの今回の危機的なコロナの現実を踏まえても、より充実した医療関係の従事者を養成していく、医師にも当然ですけれども、下呂市はしっかりとその点について考えていく必要があるということを感じておりますが、その辺についての見解、もし数字的なもので示されたら、その問題についても報告を頂きたい。以上です。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

今ほど議員のほうから御質問のありました看護師等の修学資金につきましては、令和2年4月現在で下呂市内に就職希望される方を含めまして84名の方に貸与をしております。当初100名という目標で進んできておりますので、今後2年から3年で100名の枠に達する見込みとなっております。今後につきましても、継続していけるように制度改正も含めまして検討を今行っているところでございます。

今まで資金を受けていただいた方で、令和2年4月現在で貸付け終了された方は67名お見えになりまして、下呂市内の病院に勤務してみえる方は現在52名という状況になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

なかなかこの看護師という職業は大変激務でありまして、我々はその辺をしっかりと理解をして、私は当時、元年の頃を考えると非常に多くの希望者が若い人たちに、看護師になりたいという人が見えたけれども、なかなか今そういう希望者もだんだん減っておるという現状下であろうと思いますので、よりそういう意味では支援を充実させてしっかりとした人員確保を下呂市としてしていくという姿勢をしっかりと持っていただきたいとお願いしておきます。以上です。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

今ほどの伊藤議員の御提案について、本当に下呂市としても、昨日も下呂市の医師会の先生方いろいろな、コロナ対策を中心にお話をさせていただいたんですが、今後の下呂市の医療体制、こういうコロナのようなものの第2波、第3波も十分予想されますので、医療体制をしっかりと構築していく必要は本当に痛感してございます。その中で、やっぱり看護師の方々、一生懸命その方々の処遇の改善、また働く場の御提供、この辺りもしっかりと今後前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

議第84号、109ページ、そして議第85号の119ページ、お聞きしたいと思います。

まず、109ページの提案理由のところですけども、先ほど読み上げをしておられた中で、上から3行目のところに字句の訂正ではないかと思うんですが、損害補償というふうに書いてあります。これは災害補償でないか、その辺の確認をしたいということ。

そして、もう一点は、119ページ、野尻の集会所を譲与するという格好なんですけど、今公施設の見直しで、いろんな公民館等が譲与されます。今回、相手方は地縁法人化をしておる団体であります。そういう団体に対しては、譲与した場合に受贈益とかそういったものは発生しないかどうかということと、それから譲渡後の例えば大規模な改修とかそういったものに対しては、市のほうとしては補助金とかそういったもので手当てができるのかどうか。その辺をお聞きしたいと

思います。

○議長（中島達也君）

消防長。

○消防長（田口伸一君）

先ほどの損害補償、言葉の字句の問題ですが、いま一度お時間を頂いて考えさせていただきま
す。少しお待ちください。以上でございます。申し訳ありません。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

議第85号、野尻集会所への財産の譲与でございますけれども、受贈益と申しますとちょっとど
ういう……。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

要は、贈与は贈与でなくて、受けた側の受贈益、減価償却が残っていますよね、それに対する
受贈益が発生しないかということです。今返答できんようでしたら、後からでも結構ですので、
お願いします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

再度確認をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それから、大規模な改修等については、市の補助金等がございますので補助金等を活用してい
ただいて改修ができるものと思います。ただ、内容等については要綱等と確認をしてということ
になろうかと思えます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

今の大規模改修とかといった件に関して、市の補助金等制度はあります。しかし、これは優先
的にそれが認められるかどうかというところ、ほかのいろんな自治区においては、いろんな要望
がございます。そういう中の一つとして取扱いされて、補助金がなかなか受けるのに1年も2年
もかかるというようなことでは、ちょっとまずいんではないかということを思いますが、その辺
どうでしょうか。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（田口広宣君）

コミュニティ施設の改修につきましては、当然その地元区の財政負担もかかってくることで、当然協議をしながら予算化を進めていますので、しっかり打合せをしながら予算化を取り組んでいきたいと思っています。

○議長（中島達也君）

いいですか。

それでは、消防長。

○消防長（田口伸一君）

先ほどの文言の件ですけれども、下呂市消防団員等公務災害補償条例の原文の中の第1条においては、損害補償という言葉で明示をしております。また、第2条につきましても損害補償を受ける権利として明言をしております。

また、補償につきましては各種ございます。療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがございます。そういった意味で、広くここでは損害という言葉を使わせていただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

損害補償ということで了解いたしました。

なぜお聞きしたかといいますと、読み上げのときは災害というふうにおっしゃって、私、そのように聞き間違いかもしれませんけれども、そのように聞きましたので確認したわけです。

○議長（中島達也君）

それでは、後より公民館譲渡の件については答弁していただきますので、よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

ただいま説明いただきました議第78号から議第85号までの8議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

先ほどの一木議員からの御質問でございますけれども、受贈益につきましては、相手方の地縁法人、営業目的の団体ではございませんので、そういったものは発生をいたしません。以上でございます。

◎議第86号から議第95号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第25、議第86号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第7号）、日程第26、議第87号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第27、議第88号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、日程第28、議第89号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、日程第29、議第90号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、日程第30、議第91号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第31、議第92号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第32、議第93号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第33、議第94号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、日程第34、議第95号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、以上10件を一括議題といたします。

議第86号から議第95号までの10議案について、提案説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第86号から議第95号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の非常事態宣言が解除され、今後の発生防止や市民生活、地域経済の回復支援、コロナと共にある新しい日常に向けて下呂市の総合対策をお示したところでございますが、今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策について国及び県の補助事業の採択が見込まれる事業を中心に、新たな感染者の発生防止として保育施設の環境整備、梅雨期における避難施設の環境整備、市立金山病院の医療材料確保、市民生活・社会経済活動の回復支援としてテークアウト等への業態変更に係る支援、コロナと共にある新しい日常に向けてとして、国が進めるGIGAスクール構想に基づく小・中学校のICT環境整備に係る予算を計上してございます。

このほかに、金山地域の小学校統合に向けたスクールバス導入や校歌・校章等の制定に係る経費、マイナンバーカードの普及とマイナポイント事業を啓発する経費、公共施設の適正管理に向けたしみずの湯等の改修に係る経費、新規就農者や集落営農法人の施設等の整備や年度内に商工

業等の創業を目指す事業者への支援などに係る予算を計上してございます。

また、全会計に共通する補正として、4月の職員人事異動や会計年度任用職員の決定に伴う給与費、手当、共済費等の人件費に係る補正を計上してございます。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（中島達也君）

それでは、議第86号及び議第87号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第86号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正にそれぞれ3億6,249万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも265億655万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表 地方債補正によります。令和2年6月5日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

16款国庫支出金1億2,391万2,000円の増額は、小・中学校のG I G Aスクール構想実現に向けたICT環境整備に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金5,163万9,000円、公立学校情報機器整備費補助金6,838万4,000円が主なものでございます。

17款県支出金2,127万3,000円の増額は、マイナンバーカードの申請交付を促進するための個人番号カード交付補助金370万3,000円、農業用施設、設備の整備のための元気な農業産地構造改革支援事業補助金393万1,000円、金山地域小学校統合に向けたスクールバス購入に係るスクールバス・ボート等購入費補助金742万円及び教師の働き方改革に係るスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金443万9,000円が主なものでございます。

20款繰入金1億1,678万9,000円の増額は、今回の補正で本年1月から3月に御寄附を頂いたふるさと寄附金2,478万9,000円をふるさと応援基金に積立てさせていただきますが、同額をふるさと応援基金から繰り入れ、寄附に沿った事業に充当するものでございます。また、財源調整のため財政調整基金から9,200万円を繰り入れるものでございます。

22款諸収入400万円の増額は、宝くじの社会貢献広報事業による馬瀬地域の地域づくり活動備品及び萩原地域の除雪機購入に係るコミュニティ助成事業助成金でございます。

23款市債9,550万円の増額は、小・中学校のG I G Aスクール構想実現に向けたICT環境整

備分4,690万円と金山地域小学校統合に向けたスクールバス購入費分4,860万円でございます。

3ページは歳出でございます。

歳出予算につきましては、14款を除き4月の職員人事異動と、会計年度任用職員の決定による給与費、報酬、共済費等と、これらに伴います特別会計への繰出金について補正計上をしております。

2款総務費は8,035万7,000円の増額でございます。人件費の補正のほか、主なものは総務管理費では、ふるさと応援基金への積立金2,478万9,000円、宝くじの社会貢献広報事業補助金400万円、御嶽山旧登山道の濁河仙人橋撤去事業3,077万3,000円などを増額計上しております。

3款民生費は953万7,000円の増額でございます。人件費の補正のほか主なものは、社会福祉費では、指定管理施設の湯ったり館と市が管理する施設の健康館とやすらぎ館の電気料等の使用分を分離するための施設整備工事費526万1,000円、児童福祉費では、新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機フィルター等の購入費212万4,000円などを増額計上しています。

4款衛生費は736万3,000円の減額は、人件費の補正が主なものでございます。一方、保健衛生費では、しみずの湯のヒートポンプ改修に係る測量設計等委託料351万6,000円を増額計上しています。

6款農業水産業費4,376万7,000円の減額は、人件費の補正のほか主なものは、公営企業となった下水道事業会計への繰り出し基準の見直しにより、土木費の都市計画費への事業費組替えによる5,724万9,000円の減額が主なものですが、一方、元気な農業産地構造改革支援事業を活用して、農業施設設備を整備する新規就農者や認定新規就農者、集落営農法人への補助金821万7,000円を増額計上しています。

7款商工費は937万4,000円の減額で、人件費の補正が主なものですが、一方、商工業振興費では新型コロナウイルス感染症の社会経済活動回復支援として、新商品開発やテークアウトへの業態変更の追加支援として60万円と、年度内に起業を予定している対象者の増加に対する創業支援121万2,000円を増額計上しております。

4ページをお願いします。

8款土木費は4,729万3,000円の増額でございます。人件費の補正のほか主なものは、都市計画費では先ほど農林水産業費で御説明いたしました下水道事業会計への繰り出し基準の見直しによる事業費組替え分で、5,724万9,000円を増額計上しています。

9款消防費は382万7,000円の増額でございます。人件費の補正のほか、避難所施設の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る備品購入費236万3,000円を増額計上しています。

10款教育費は2億8,290万7,000円の増額でございます。人件費の補正のほか主なものは、教育総務費では、市内小・中学校のGIGAスクール構想実現のためのICT環境整備に1億8,580万2,000円、金山地域小学校の統合に向けたスクールバスの購入に6,070万2,000円、また校歌・校章の製作、交流事業の実施などの経費に319万6,000円を増額計上しています。

14款予備費については、歳入歳出額の財源調整として31万5,000円を減額するものでござい

す。

5 ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

小・中学校のGIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備、金山地域小学校統合に向けたスクールバスの購入により、教育債の学校施設整備事業の限度額を9,550万円増額するものがございます。

7 ページからは、歳入歳出予算補正の事項別明細書となります。

少し飛びますが、54ページをお開きください。

特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄を御覧ください。

その他の特別職は、監査委員に係る報酬で39万円の増額、共済費は市長・教育長に係る共済費で1万9,000円の増額でございます。

続いて、55ページは一般職の給与費明細書でございます。

上の表の比較欄を御覧ください。

一般会計での職員数は2名の減で、給料・手当を合わせて279万円の減額、共済費は71万8,000円の減額でございます。

職員手当の内訳につきましては、下の表の御覧のとおりでございます。

少し飛びますが、62ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の比較欄を御覧ください。

一般会計では、雇用が確定したことによる会計年度任用職員数は、フルタイム職員が1名の増、パートタイム職員は22名の増で、報酬・給料・職員手当を合わせて1,742万1,000円の増額、社会保険料は117万9,000円の増額、共済費は44万8,000円の減額でございます。職員手当の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和2年度末の残高見込額で、213億9,694万5,000円になる見込みでございます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

引き続き、65ページをお開きください。

議第87号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも35億6,524万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和2年6月5日提出。

66ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入の補正でございます。

9款繰入金104万4,000円の増額は、4月の職員人事異動に伴う職員給与費等の増額に係る一般会計からの繰入れです。

下段は歳出の補正です。

1款総務費104万4,000円の増額は、4月の人事異動に伴う給与費等でございます。

67ページからは、歳入歳出補正予算の事項別明細書となります。

71ページから76ページは、一般職と会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

以上で、令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第88号から議第90号までの3議案について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

補正予算書の77ページをお開きください。

議第88号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,133万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年6月5日提出。

それでは、78ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、6款繰入金、1項一般会計繰入金は、4月の定期異動による職員給与及び会計年度任用職員の決定に伴う給与費等の一般会計からの繰入金443万1,000円の減額で、内訳は、小坂老健施設分114万3,000円の増額、居宅予防サービス計画事業分557万4,000円の減額でございます。

下段の歳出について、2款サービス事業費443万1,000円の減額については、4月の定期異動に伴う職員及び会計年度任用職員の決定に係る給料、手当、共済費、負担金などの増減が主なものとなっております。

79ページからは事項別明細書、84ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、91ページをお開きください。

議第89号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,140万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年6月5日提出。

それでは、92ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、4款国庫支出金、2項国庫補助金は73万6,000円の増額、6款県支出金、3項県補助金は36万8,000円の増額で、どちらも地域支援事業交付金でございます。

10款繰入金177万7,000円の増額は、1項一般会計繰入金133万8,000円と2項基金繰入金43万9,000円の増額によるものです。主に4月の定期異動に伴う職員給与費及び会計年度任用職員給与費の決定に係る人件費分の国・県の負担及び繰入金の増額でございます。

下段の歳出につきましては、1款総務費288万1,000円の増額は、1項総務管理費274万7,000円と3項介護認定審査会費13万4,000円によるものです。主に4月の定期異動に伴う職員及び会計年度任用職員決定に係る給与・手当・共済負担金などの人件費分の増減によるものでございます。

93ページからは事項別明細書、99ページからは給与費明細書でございます。

引き続き、105ページをお開きください。

議第90号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）でございます。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,099万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年6月5日提出。

それでは、106ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、7款繰入金、1項繰入金154万6,000円の減額は、主に4月の定期異動に伴う職員給与費及び会計年度任用職員の決定に伴う給与費の人件費分に係る増減によるものでございます。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

1款総務費、1項総務費60万9,000円の減額は、4月の定期異動に伴う職員の給与・手当・共済負担金の増減でございます。

2款医業費、1項医業費93万7,000円の減額は、4月の定期異動に伴う職員及び会計年度任用職員の決定に係る給与・手当・共済負担金の増減が主なものでございます。

107ページからは事項別明細書、112ページからは給与費明細書でございます。

以上で3特別会計の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第91号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

補正予算書の119ページをお願いいたします。

議第91号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,281万7,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によります。令和2年6月5日提出。

120ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入で1款繰入金、1項一般会計繰入金36万2,000円の増額は、4月の学校臨時休業におきまして、発注済みの給食材料のうちキャンセルができなかった分、賄材料費14万5,000円と令和元年度分として納付する消費税の不足額21万7,000円につきまして、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

3款諸収入、1項雑入、マイナスの14万5,000円につきましては、歳入歳出額の調整のための減額、歳出につきましては、今ほど申しました消費税額21万7,000円の補正でございます。

121ページからは事項別明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第92号及び議第93号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の125ページをお願いいたします。

議第92号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和2年度下呂市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和2年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第2款水道事業費用は、227万3,000円を減額し、12億2,468万円とするものでございます。

第3条は、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を289万3,000円減額し、6,760万5,000円とするものでございます。令和2年6月5日提出。

続きまして、補正予算書の126ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用で227万3,000円の減額は、主に4月の人事異動に伴う職員給与の減額でございます。

127ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実施計画明細書でございます。

続きまして、令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の137ページをお願いいたします。

議第93号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和2年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入でございますが、第1款下水道事業収益は8億135万5,000円を増額し、22億5,973万3,000円とするものでございます。

次に、収益的支出でございますが、第1款下水道事業費用は407万7,000円を減額し、22億5,541万8,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条中「次のとおり定める。」を「次のとおり定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億111万7,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7億9,591万9,000円及び消費税資本的収支調整額519万8,000円で補填するものとする。）。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は8億111万7,000円を減額し、4億820万1,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算書の138ページをお願いいたします。

第4条は、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を476万4,000円減額し、3,543万9,000円にするものでございます。令和2年6月5日提出。

続きまして、139ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

上段は、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業収益、1項営業収益で8億132万7,000円の増額は、主に一般会計からの下水道事業への繰越し基準につきまして、当初予算積算時におきまして特別会計での地方債元金及び利息を基準に積算しておりましたが、地方公営企業法の適用に伴いまして、減価償却費及び地方債利息が基準となるため、再度積算した結果、下水道事業会計での収入科目及び節の間で増減が生じたので補正をいたしました。

次に、中段は収益的支出でございます。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用で407万7,000円の減額は、主に4月の人事異動に伴う職員給与の減額でございます。

次に、下段は資本的収入でございます。

1 款資本的収入、2 項負担金8億111万7,000円の減額は、先ほど収益的収入でも説明をさせていただきましたが、一般会計からの下水道事業への繰越し基準について、地方公営企業法適用に伴い、減価償却費及び地方債利息が基準となるため、再度積算した結果、下水道事業会計での収入科目及び節の間で増減が生じたので補正をいたしております。

140ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実施計画明細書でございます。

以上で2議案ですが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長及び生活部長から発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

先ほどの議第87号の令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、補正予算の65ページでございますけれども、ここの第1条の部分で歳入歳出それぞれの追加のところの104万4,000円が正しいところですが、私104万7,000円と読み上げたことと、総額のところを正しくは35億6,525万4,000円が正しいところですが、35億6,524万4,000円というふうに読み上げをしましたので、おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也君）

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

先ほど、議第93号の下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）の中で、139ページで収益的収入と資本的収入の説明をさせていただきました。その中で、一般会計からの下水道事業への繰越し基準と私説明させていただきましたが、繰入れ基準の間違いですので、おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也君）

ただいま訂正の申入れがありました。今後十分気をつけてお願いいたします。

それでは、続いて議第94号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書153ページをお開きください。

議第94号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について、220万1,000円を減額補正し、補正後の額を2億4,897万1,000円とするものでございます。

第3条は、予算第6条に定めました職員給与費を計上しております。

(1)職員給与費210万7,000円を減額補正し、7,612万4,000円とするものでございます。令和2年6月5日提出。

次ページから164ページまではキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などでございますので、お目通しください。

次に、165ページをお開きください。

予算実施計画明細書で補正額の御説明をいたします。

実施計画明細書、支出の部の上から3段目の1目一般管理費の補正額186万7,000円の減額でございますが、これは、一般職員の定期異動並びに給与改定、職員手当の確定等により、その下の給料63万9,000円の減額、職員手当101万7,000円の減額、賞与引当金繰入額10万2,000円の減額、法定福利費6,000円の増額、法定福利費引当金繰入額1万9,000円の減額、退職手当組合負担金9万6,000円の減額でございます。

次に、166ページをお開きください。

2目施設経営費の補正額33万4,000円の減額でございますが、会計年度職員の給与並びに職員手当の確定等により、その下の給料3万4,000円の増額、報酬46万4,000円の減額、職員手当2万9,000円の増額、法定福利費6万5,000円の増額、旅費3,000円の減額、退職手当組合負担金5,000円の増額の合計でございます。

前のページの165ページにお戻りいただきまして、先ほど説明いたしました1目一般管理費の補正額186万7,000円の減額と、今ほど説明をさせていただきました1目施設経営費33万4,000円の減額を合わせまして、最上段の第1款下呂温泉合掌村事業費用、1項営業費用において220万1,000円の減額を補正するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

続いて、議第95号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、補正予算書167ページをお願いいたします。

議第95号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、令和2年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第2項医業外収益を202万4,000円増額し、3億496万9,000円にするものでございます。

支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を990万円増額し、14億9,951万3,000円にするものでございます。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費を844万7,000円増額し、8億3,598万3,000円とするものでございます。令和2年6月5日提出。

次に、168ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございませぬ。

収益的収入及び支出の収入につきましては、2項医業外収益、3目補助金を202万4,000円増額するものでございませぬ。増額となります補助金は、新型コロナウイルス感染症用資機材の購入に対する岐阜県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金でございませぬ。

下段の支出につきましては、1項医業費用990万円の増額で、内訳は1目給与費が760万8,000円の増額で職員の異動による給料・職員手当等の増が主な理由でございませぬ。2目材料費の204万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の資機材を購入する費用でございませぬ。3目経費の25万2,000円の増額は、会計年度任用職員の費用弁償の確定に伴うものでございませぬ。

169ページ以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記等でございませぬ。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

一般会計補正予算の中で質問させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

民生費の2項児童福祉費の説明の中で、コロナ対策として空気清浄機のフィルターという200万少しの予算を組んでみえるということでしたが、既にこども園は運営が始まっておりますし、来週9日からは本格的に全ての入園児の皆さんが登園されるということですが、これはコロナ対策であるとすれば本日採決してすぐにやるべきだと思いますけど、市長、その辺どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

市長ということでしたが、私のほうから御説明をさせていただきます。

各保育園のほうに今の資機材、エアコンのフィルターですとか手洗い用の消毒用エタノールですとか、そういうものをそろえるというところで、現在あるものは十分使えております。その交換用の予備という形ですので、そちらのほうを予算の議決を頂きましたら早急に手配をして購入をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今現在あるものが使えなくてそれを替えるということではございませんので、そこは御理解を頂きたいというふうに思っております。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第86号から議第95号までの10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第86号から議第95号までの10議案につきましては、付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中島達也君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日6日から16日までは休会となります。

次の会議は6月17日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時12分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月5日

議 長 中 島 達 也

署名議員 3番 飯 塚 英 夫

署名議員 4番 森 哲 士

